

令和4年第6回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和4年5月25日(水) 午後3時00分～午後3時35分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長	菅野 勇次
教育委員 教育長職務代理者	小尾 一彦
委員	岩谷 史人
委員	東 みどり
委員	國安 環
事務局 教育部長	川瀬 吉治
学校教育課長	西田 建司
生涯学習課長	石田 晋一
給食センター所長	鯨岡 健
図書館長	天羽 徹
総務係長	福田 琢也
学校教育係長	酒井 貴範
学校教育推進員	梶原 源基
学校教育推進員	佐藤 充弘
学校教育推進員	喜多 敦

4 議 事

報告第7号 令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第28号 令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第29号 幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について

議案第30号 幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

議案第31号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第32号 幕別町社会教育委員の委嘱について

議案第33号 幕別町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第34号 幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について

議案第35号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第6回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第5回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第5回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(川瀬 吉治) 事務報告は1点であります。お手元に配布の通り、新型コロナウイルス感染症の感染状況です。今月24日までの集計で122名となり、過去最高でありました本年2月の99名をすでに超えており、これによりまして今月は、臨時休業1校、学級・学年閉鎖が7件となっております。しかし、現在の発生状況は5月中旬をピークに徐々に減ってきている状況で、学校現場には引き続き感染防止に取り組んでいただいております。以上です。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等はございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、報告第7号、令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、説明を求めます。

教育部長(川瀬 吉治) 報告第7号、令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。議案書は1ページをご覧ください。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算を4,132万7千円追加し、予算総額を20億6,012万1千円とし、4月28日に開催された令和4年第2回町議会臨時会に提案され、要求どおり議決されたところであります。内容につきましては、4月27日に開催いたしました第5回教育委員会で説明し専決処分いたしました高木姉妹の町民報告会にかかる費用300万円と議案で提案しましたアイヌ施策推進事業費3,832万7千円を合わせた額となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第7号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第6、議案第28号、令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求につきましては、幕別町教育委員会会議規則、第15条第1項第4号「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、「秘密会」といたします。

菅野教育長 「秘密会」を解きます。

次に、日程第7、議案第29号、幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について、説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第29号、幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について、ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

幕別町教育支援委員会 専門部会につきましては、教育支援委員会における児童生徒等の障害の種類、程度の判断に関し、専門部会員が幼稚園や保育所、小学校を訪問し、園児や児童の様子を観察し、子どもに係る情報交換を行うなどの相談・調査等を行っております。

このたび、専門部会員の教諭4人が校務分掌の変更の伴い、各学校から新たな部会員の報告がありましたことから、教育支援委員会設置条例第7条第2項の規定により、委嘱するものであります。

議案に記載のとおり、明倫小学校、教頭の畔上美栄氏、古舞小学校、教諭の遠藤知里氏、途別小学校、教諭の内田香久子氏、幕別中学校、教諭の小林一也氏、糠内中学校、教諭の及川夏子氏、以上、5名を委嘱するもので、任期につきましては、前任者の残任期間となります、令和4年5月25日から令和5年10月31日までであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第29号につきましては、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第29号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第8、議案第30号、幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について、説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第30号「幕別町いじめ防止対策推進委員会 委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

幕別町いじめ防止対策推進委員会 委員につきましては、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第3条の規定に基づき、いじめの防止等に関し、専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱するもので、任期は2年となっております。

このたび、令和3年6月1日から2年間で委嘱されておりました委員4名のうちの1名であります、佐藤晋氏が、退任されましたことから、いじめ防止対策推進委員会条例第3条第2項の規定により、新たに1名を委嘱するものであります。

議案に記載のとおり、民生委員児童委員の庄司克哉氏を委嘱するものであります。任期につきましては、前任者の残任期間となります、令和4年5月25日から令和5年5月31日までであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第30号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第9、議案第31号、幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、説明を求めます。

給食センター所長(鯨岡 健) 議案第31号、幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。議案書は、7ページをご覧ください。

幕別町学校給食センター運営委員会委員の任期につきましては、2年間でありまして、今回任期が満了となりますことから、議案に記載しております、15名の方を委嘱するものであります。7ページ下段から8ページに幕別町学校給食センター条例と幕別町学校給食センター条例施行規則を抜粋し記載しておりますが、幕別町学校給食センター条例第4条第3項で

は、運営委員会の委員は15人以内とし、教育委員会が委嘱することとされております。また、運営委員会は、給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため設置されておりまして、委員の職務は、教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について審議し、調査研究を行うこととされているところであります。

委員構成につきましては、幕別町学校給食センター条例施行規則第7条に規定の学校代表者、父母代表者、公募による者での構成となっております。選出にあたりましては、学校代表者として明倫小学校長、忠類中学校長の両校長に依頼と古舞小学校、幕別中学校、札内東中学校には、教員の選出を依頼し、父母代表者は記載にあります5校に運営委員会委員の選出を依頼したところであります。

推薦を依頼した各学校からは記載にあります学校代表者として、2名の校長と3名の養護教諭、父母代表者としては5名の方々の選出があったところであります。

公募の5名の方々につきましては、本年3月25日に開催されました「第4回幕別町教育委員会会議」におきまして、決定された方々となっております。

任期につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間となります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

小尾委員 委嘱について、ここに15名の方がおられますが、その区分として学校関係者、父母代表者、そして公募という形で出されてますけれど、この施行規則の教育委員会が必要と認めた者というところがありますが、仮に教育委員会が必要と認めた者というのはどういう方を示すのでしょうか。

給食センター所長(鯨岡 健) 今回条例上は、15名以内というところでありまして、例年ですと学校代表者5名、父母代表者5名というような形で、まず10名の方にはご依頼をしているところではありまして、またその他に公募という部分がありまして、公募枠も5名程度を公募しているわけですが、その中で15名以内という部分で公募の方があまりにも少ないような状況であれば教育委員会として運営委員会の委員を選任するとういうような形を、過去からとってきているような状況であります。

菅野教育長 他にございませんか。

岩谷委員 学校代表者で、校長2名はわかりました。あと残りの3名の方が養護教諭になっていますが、一般の教諭ではなく養護教諭を充てるというところに何か意味があるのか教えてほしいのですが。

給食センター所長(鯨岡 健) 学校関係者の関係につきましては、5名の方をお願いしているところでありまして、2名については校長先生をお願いという形で通年お願いしております。他の3名については、特にこちらの方から要望や指定をしているわけではなく、あくまでも学校の中での教員を出していただくという形でできております。たまたま今回養護教諭が3名という形でしたが、これは学校の方で主に給食の方も担当されている方という形で推薦というか、提出があったというようなところであります。

菅野教育長 他にございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第31号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第10、議案第32号、幕別町社会教育委員の委嘱について、説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 議案第32号、幕別町社会教育委員の委嘱について、提案の理由をご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧ください。

本件は、幕別町社会教育委員の任期が満了になりますことから、議案書にありますとおり15名の方について社会教育委員として委嘱しようとするものであります。9ページ下段から10ページにかけて、社会教育法の抜粋を記載しておりますが、9ページの第15条で、市町村に社会教育委員を置くことができる。そして教育委員会が委嘱するとされているものであります。

社会教育委員の職務につきましては、第17条で、10ページになりますが、一つ目、社会教育に関する諸計画を立案すること。二つ目、教育委員会の諮問に応じて意見を述べること。三つ目、必要な研究調査を行うこと。このほか、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関し意見を述べるなどことができるなどとされているものであります。下段にあります、幕別町社会教育委員に関する条例第2条で、委員の定数は15名以内とし、学校教育・社会教育関係者、学識経験のある者から委嘱するものとしているところであり、第3条で、任期を2年としております。9ページにお戻りください。

15名のうち、今回新たに委嘱しようとする方は3名で、3番の居川 修氏、5番の近藤 泰子氏、6番の高道 昭夫氏であります。他の12名の方につきましては、これまでに引き続いて委嘱しようとするものであります。

選出に当たりましては、備考欄にありますように、1番から8番の方につきましては、学校関係者や社会教育に係る団体からご推薦等をいただき、9番以降の方につきましては、地区ごととなっております。

委員の平均年齢は56.7歳で、女性は15名中6名であります。任期は、令和4年5月30日から令和6年5月29日までの2年間になります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第32号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第11、議案第33号、幕別町スポーツ推進委員の委嘱について、説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 議案第33号、幕別町スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧ください。

本件は、幕別町スポーツ推進委員の任期が満了になりますことから、議案書にありますとおり12名の方についてスポーツ推進委員として委嘱しようとするものであります。下段にスポーツ基本法を掲載させていただいておりますが、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項におきまして、市町村の教育委員会は、スポーツの推進体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツへの深い関心と理解を有し、職務に対する熱意と能力を有する者の中から委嘱するものとされております。また、同条第2項におきまして、スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導・助言を行うものとされております。

12ページになりますが、幕別町スポーツ推進委員規則第2条におきまして、スポーツ推進委員の職務を規定するとともに、第3条におきまして、委員の定数を12名以内、第4条におきまして、委員の任期を2年としております。11ページにお戻りください。

12名のうち、今回新たに委嘱しようとする方は3名で、10番の大西 隆斗氏、11番の田中友之氏、12番の佐々木 みどり氏であります。他の9名の方につきましては、これまでに引き続いて委嘱しようとするものであります。

委員の平均年齢は50.1歳で、女性は12名中4名であります。任期は、令和4年5月25日から令和6年5月24日までの2年間になります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第33号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第12、議案第34号、幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について、説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 議案第34号、幕別町文化財審議委員会委員の委嘱につきまして、提案の理由を説明申し上げます。議案書の13ページをご覧ください。

本件は、幕別町文化財審議委員会委員の任期が満了になりますことから、議案書にありますとおり5名の方について文化財審議委員会委員として委嘱しようとするものであります。このページの中段以降に法令等を記載しており、一番上になりますが、文化財保護法第190条で、市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会を置くことができる。第3項で、審議会の職務として、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議や、これらの事項に関して、教育委員会に建議するとされているものであります。

次の、幕別町文化財保護条例第18条で、審議委員会は委員5名で組織するとし、識見を有する者、公募による者から教育委員会が委嘱するものとしているところであり、下段にあります。幕別町文化財審議委員会規則第3条で、委員の任期を2年としております。

5名のうち、今回新たに委嘱しようとする方は2名で、4番の角谷 直子氏、5番の福島智大氏であります。他の3名の方につきましては、これまでに引き続き委嘱しようとするものであります。なお、角谷氏、福島氏は、幕別町まちづくり町民参加条例の公募に対しお申し込みをいただき、決定された方であります。委員の平均年齢は57.8歳で、女性は5名中1名であります。任期につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間になります。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第34号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第13、議案第35号、要保護・準保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、幕別町教育委員会会議規則、第15条第1項第1号「公開することにより個人の権利を侵害する恐れのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、「秘密会」といたします。

菅野教育長 「秘密会」を解きます。

議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第6回教育委員会会議を閉じます。